

^エ ^ス ^コ
E S C O事業並びに省エネルギー事業の
推進に向けて

2026 年 7 月

一般社団法人^エ ^ス ^コESCO・^ゼ ^ブZEB推進協会

経済産業大臣 赤澤亮正 様

平素より、一般社団法人E S C O・Z E B推進協会に特段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、地球温暖化対策計画で定められた2030年度の温室効果ガス46%削減、2050年のカーボンニュートラル実現に向け、各方面で脱炭素の取り組みが本格化しております。2023年2月にはGX基本方針が閣議決定され、同年5月にGX推進法が成立、同年7月にGX推進戦略が閣議決定されました。GXに向けた脱炭素の取組においては「徹底した省エネルギーの推進」が明記されており、自治体の事務事業における脱炭素化の取組みも率先垂範で実施していくことが求められるところです。

また、国が定める地域脱炭素ロードマップにおいては「公共施設など業務ビル等における徹底した省エネ」に向けた対策例として『E S C Oの活用』が明記されており、省エネ・省CO₂の取組みとして改めてE S C O事業に関心が高まっております。

当協会は、大阪・関西におけるE S C O事業の推進を図るために、2004年8月に大阪E S C O協会を発足し、2013年には一般社団法人化し、2026年に、名称をE S C O・Z E B推進協会へと改め、E S C O事業を始めとした省エネルギー事業やZ E Bの普及拡大を目指して取り組んでいるところです。

今後、脱炭素に向けた取り組みを着実に進めていくためにはE S C O事業やZ E Bは有効な手法の一つであり、さらなる推進が不可欠であると考えます。

つきましては、E S C O事業並びに省エネルギー事業の一層の推進を図るため、2027年度政府予算編成、補助金事業運用に関しまして、格別のご高配を賜りますようお願いいたします。

2026年7月

一般社団法人E S C O・Z E B推進協会
会長 相良和伸（大阪大学名誉教授）

経済産業省への要望事項

1. 国、独立行政法人等におけるESCO事業について

- ・2050年カーボンニュートラル実現に向け、効率的な省エネ、脱炭素施策であるESCO事業を、国や独立行政法人等の施設に積極的に導入、実施していただくようお願いしたい。
- ・環境配慮契約法の基本方針でも省エネルギー改修事業においてはESCO事業を率先して推進することが求められている。

2. 2026年度補助金、税制等の要望について

(1) 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業および省エネルギー投資促進支援事業費補助金

- ・現行スキームで一定の省エネ促進が図られたものと評価していますが、一方で年度ごとの見直しによる要件厳格化もあり、補助金を利用できない事業者も存在することから、各種の要件緩和をお願いしたい。
- ・大企業であり、かつ、省エネ法の特定事業者には該当しない場合も、本事業上の申請対象としていただけるよう、ご検討をお願いしたい。
- ・本事業は、省エネ法の目標達成のための施策という位置づけであり、省エネが最優先事項であることは理解するが、省エネ法の「電気の需要の最適化」という新たな目標に向けて、「再生可能エネルギー関連設備も補助対象とする」、あるいは、「再生可能エネルギー関連設備の導入を加点項目とする」ことを検討して頂きたい。
- ・2026年度が現行事業の最終年度となりますが、工場や事業場の省エネ設備への更新に有効な事業であり、2027年度以降も同等以上の補助の枠組みを是非創設頂きたい。
- ・手引きや申請様式、計算シート等が公募開始時に公開されていない場合があるが、申請者側のスケジュールもタイトであるため、極力早期の公開をお願いしたい。

(I) 工場・事業場型について

- ・経済産業省の補助事業である「排出削減が困難な産業におけるエネルギー・製造プロセス転換支援事業(HtA 補助金)」と本事業は事業要件が異なるもののGX推進に向けた取り組みの主旨は同様であるが、補助事業規模が両補助金の端境にあたる事業者が存在する。足もとの事業費高騰の影響もあり、HtA 補助金の要件を満たすほどの事業規模ではないが、

事業経費が膨らみ省エネ補助金の補助上限である 30 億円（非化石化は同 40 億円）を超えるケースも珍しくなく、これが更に投資回収年数の拡大に拍車をかけているため、補助金額上限の撤廃もしくは上限額を引き上げ頂きたい。

- ・省エネの推進手段として、石炭・重油からの都市ガス(LNG)化は極めて有効な手段であるが、単純な高効率機器へ更新する事業と異なり、必要なインフラ整備への投資が別途発生する。具体的には、都市部近郊の事業者の場合、ガス導管網が近くまで来ている場合であっても、あと少しの導管の延伸が負担金としてガス代に加算されるケースが多いため、本費用について補助金の対象として頂きたい。また、導管網と遠く離れたエリアの事業者の場合、LNG サテライトの設置が一般的ではあるが、現行スキームでは専用設備であることが要件であり、また補助率が低く設定されており、事業者の負担が大きいため、要件を緩和して頂きたい。
- ・中小規模の工場が導入する 500～1,000kWのCGSにおいて省エネ量の要件を満たすことが難しく申請を断念しているケースが多いため、システム系内での省エネ率の設定など条件を緩和して頂きたい。
- ・コージェネレーションシステムの更新の場合は、必要とされる省エネ量が達成できないため、安価な「系統電力＋ボイラシステム」に戻されるケースがあるが、ほとんどの場合増エネになってしまうため、こういった後退ともいえる設備更新を防止するために、既存コージェネ利用事業者に対しては、省エネ量の算定基準を現状比ではなく、コージェネが無い状態（＝新設状態）として算出することを認めて頂きたい。

○申請について

- ・SII 指定計算のエクセルフォーマットで算定している案件についても、設備単位型と同様に、ポータル上で計算・入力を完結できる仕組みとして頂きたい。（現状は、SII 指定の Excel フォーマットで計算を行い、計算式および原油換算後の式を Word にまとめて提出し、さらに別途ポータルへ数値入力を行う必要があります。）
- ・必要書類については、全てポータル上で提出できるようにし、紙での提出を不要として頂きたい。（申請者および執行団体双方の負担軽減につながると思料します）
- ・交付申請書～確定検査資料まで重複した書類が多いため、重複書類は提出不要にして頂きたい。
- ・ポータル上で手続きを完結すべく、全て電子申請（ペーパーレス）として頂きたい。

（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型、（Ⅲ）設備単位型も同様

- ・見積書の指定フォーマット化、内訳書の簡素化について検討頂きたい。

(Ⅳ) エネルギー需要最適化型も同様

○成果報告について

- ・成果報告における省エネルギー効果の検証については、翌年度 4 月～3 月の 1 年間の実績データを用いて実績ベースで行うこととし、事業完了時の推定省エネルギー効果の検証は不要としていただきたい。(事業によっては 1 月頃の工事完了となる場合があり、工事完了後の計測期間が短いことに加え、準備期間も必要となるため、補助事業の効果算出が困難であるため。)
- ・制御機能付き LED の成果報告には瞬時値と稼働時間での計算値を電力使用量とすることを認めて頂きたい。(計測器の設置が求められているが、照明についてはコンセントなどの他の電灯と一体的に回路が作られていることが多く、物件によっては、補助対象の照明のみを計測するために相当費用が掛かることになり、補助事業のメリットが出にくくなるため。)
- ・計測方法について、公募要領に明記するなど申請時点で計測方法の見解を明確にして頂きたい。(公募要領には計測機器のことが明記されておらず、施主に理解されない。)

(Ⅱ) 電化・脱炭素燃転型について

- ・高能率ボイラを補助事業として申請する場合、補助対象範囲が燃焼機器本体に限定されていると認識していますが、重油・LP ガス等から都市ガス等への燃料転換を実施するにあたり、都市ガス供給エリア外の事業所においては、燃料供給設備(例:LNG サテライト、LP ガス供給設備等)の新設・更新が不可欠であり、ボイラ本体のみが補助対象である現行制度では、実質的に燃料転換が困難となるケースが少なくありません。この結果、脱炭素・燃料転換を目的とした補助事業であるにもかかわらず、立地条件によっては制度活用が進まず、政策効果が十分に発揮されていない状況にあると考えられるため、ボイラ本体に加え、燃料転換に必要不可欠な燃料供給設備(付帯工事を含む)についても補助対象として頂きたい。
- ・機器のみでの補助対象となると経済合理性が成り立たず、申請を断念しているケースが散見されるため、補助対象に工事費を含める事や補助率の拡大を検討して頂きたい。
- ・中小企業と比べ、大企業にとって審査基準や補助率の観点でハードルの高さを感じ、省エネ改修の意欲に影響する場合があるため、別の形で中小企業優遇策を検討して頂きたい。

○申請について

- ・申請書類・役員名簿に生年月日、性別を記載しない書式として頂きたい。
- ・省エネ計算プログラムについて、計算結果の保存、6 機種以上の入力、GHP→EHP などの計算もできるようにしてほしい。
- ・ポータルで導入設備を一度選択し、その後選択を解除した場合関連するデータをすべて削除される。改善をお願いしたい。

(Ⅲ)設備単位型(従来枠)、(Ⅲ)GX設備単位型も同様

○その他

- ・令和 7 年度補正 1 次公募開始の時点では、手引きや指定設備の登録、トップ性能枠対象機器の公開がずれ込み、申請が間に合わなかったケースが多いと考えられます。このような場合には、1 次・2 次・3 次で予算額を調整頂きたい。

(Ⅲ)設備単位型(従来枠)、(Ⅲ)GX設備単位型も同様

(Ⅲ)設備単位型について

- ・電気式パッケージエアコンの一層の省エネを実現する「クラウド型の高度な AI 制御システム」が補助対象となり、補助対象経費は設備費のみとなっています。一般的に、クラウド型 AI 制御システムの頭脳となるサーバーに係る費用は通信費として回収されており、ユーザーが所有するユニットの費用は全体の一部となっています。通信費の補助(例えば、5 年間分)や AI システムの導入を容易にするために導入しているサブスク形式の費用も認めて頂きたい。(観光庁「観光地・観光産業における省力化投資補助事業」では「月額・年額で使用料金が定められている形態の製品(システムのサブスクリプション販売形式等)及びその保守は、最大 2 年分の費用が補助対象」となっています。)

○申請について

- ・申請時の三社引合については、公募から申請〆切までの期間が約 1 ヶ月であり、建業法の見積取得期間(50,000 千円以上、15 日)を遵守すると申請スケジュールに間に合わないケースが想定されるため、採択後の引合として頂きたい。
- ・新機種の登録が公募開始後遅れるケースがあり、令和 7 年度補正予算 1 次公募(3/30～4/27)では、公募開始から3週間以上経過した後に登録された機種もあった。機種登録が遅れると、申請予定だった機種を使用できず、やむを得ず代替製品に変更される場面も想

定されるため、早期に登録頂きたい。

- ・対人空調以外の設備（設備冷却用やサーバールーム用等の空調・熱源設備が想定されます）について、負荷条件の目安が示されていないため、申請者側で現状負荷を想定する必要があります。加えて、試験室や薬品室、クリーンルーム等のように対人用途を含むものの、24 時間運転が必要な設備も存在しており、SII 担当者によっては 24 時間運転ということで、指摘を受けることがあります。実際には運転データを詳細に記録している事業者は少なく、現状負荷の想定は非常にハードルが高い状況であり、用途によっては解釈が異なる場合があることから、対人空調以外についても負荷条件の目安を提示して頂きたい。
- ・必要書類について、ポータルへのファイル添付に加え、インデックス作成、印刷、ファイリング、郵送作業が求められている。これらの作業には多くの時間と工数が掛かり、また環境への配慮も考えると、必要書類は全てポータル上で完結できる仕組みとして頂きたい。
- ・「設備区分情報詳細」画面の「導入予定設備一覧」「既設設備一覧」には、製品名や型番が表示されているが、申請内容の確認性向上および入力ミス防止の観点から、これらに加え、能力や消費電力についても同様に表示して頂きたい。
- ・稼働条件登録を行う際、入力した順番と、登録後に表示される順番が一致していないが、内容確認をスムーズに行う観点から、入力順と表示順を統一して頂きたい。

(2) ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)実証事業

- ・基礎評価項目の「ZEB 達成度」については、「BEI の絶対値の低さ」を評価するものと理解しているが、既存建築物ストック全体の CO2 排出量削減効果の実質最大化の観点で、既存建物の BEI からの削減率も加点评価頂きたい(BEI0.6→0.4 より BEI1.2→0.6 の方が、CO2 削減量としては多い)。
- ・交付決定通知前に指名競争入札を行う場合に、応札者が三者に満たずとも、補助事業の採択取消しとならないようにして頂きたい。(要件を定めて公募要領や QA などに記載いただきたい)。また、一般競争入札の場合においても、同様に認めて頂きたい。

○補助対象・補助率について

- ・工事費の補助対象範囲について、新築の場合は、配管、配線工事が必須であることに加え、既存建築物において空調を高効率機器に更新する場合、機器が大きくなるため配置変更などが起こり、配線、配管の変更が必要になることが多い中、工事費のほとんどが補助対象にならず、実施のハードルになっているため、対象範囲を拡大頂きたい。

- ・補助率について、令和 7 年度までは 2/3 であったところ、令和 8 年度は 1/3 となるなど、補助率が低くなっている。ZEB 化には費用が掛かる中、前出の通り工事費の多くが補助対象外であるため、補助率の低下は事業者の実証意向に直結するため、従来水準を維持して頂きたい。
- ・BEMS の計測対象、考え方について明確化して頂きたい。特に、その他（電力）と対象外の電力計測の基準が不明確であり、建物用途によって計測対象や要否を理解できている業者やメーカーは少ない。（交付申請時に執行団体から指摘を受け、計測点を増やそうとしても、事業者としては、急に予算を上げられない。また、既存建築物の場合、既存の電力盤から計測することになるため、計測点が多くなり、多額の費用が掛かり、これら BEMS 費用の増額も、事業者にとって ZEB 化のハードルになっている。）

○評価方法について

- ・未評価技術の評価を 1 年間行うために要するコストが大きく、CT を用いることができないことで断念する場合も存在しているため、評価方法を再考頂きたい。（中小規模の建物では、未評価項目 23 項目のうち評価できるのは 3 項目程度に限られており、そのうち超高効率トランスについては、一次側 [6,600V] に専用メーターを取り付ける必要があるなど、計測が容易ではない。また、10,000 m²以上の建物に求める要件をそれ以下の建物にも求めるのは ZEB 化のハードルになると考えられる。）

○申請について

- ・交付決定後の一次エネルギー削減率の減少理由については、WEBPRO のバージョン変更に伴う影響以外は認められないことになっているが、多少の空調機器の変更も生じるため、建築物省エネ法の環境省補助事業と同様として頂きたい。（環境省の ZEB 補助金は 5 ポイント未満の変更であれば認められる可能性が明記されている。）
- ・ZEB の計画には時間が掛かるため、公募要領の公開時期を早めて頂きたい。（変更部分のみ前倒しでアナウンスするといった工夫をお願いしたい）
- ・空調改修工事は、受変電設備の調達難や工事期間の長期化傾向により年度内の完了が難しくなりつつあるため、単年度事業の場合、工事期間に余裕を持たせるべく審査期間を短縮化頂きたい。また、調達に時間がかかる資材・製品については採択通知受領と前後することも認めて頂きたい。
- ・交付決定後に補助事業者配布される事務取扱説明書にある「3 社見積取得時の注意

事項」を、公募要領にも追記して頂きたい。(公募要領に見積依頼に適用すべき内容が記載されていれば、手戻りなく迅速に適切な見積依頼が実施できる)

- ・ 交付申請の手引きには、工事部材については工事費に計上することと明記されているが、このことを公募要領にも明記して頂きたい。(設備費と工事費のいずれとすべきかについて、過去、補助事業執行団体からの連絡内容が変化したことがあったため)
- ・ 公募要領に「補助対象範囲及び設備等の要件一覧」が掲載されているが、それとは別に、部材レベルについて、補助対象範囲か補助対象外か、設備費にあたるのか工事費にあたるのかを、これまでの補助事業の実績を元にした一般的事例という位置づけでよいので、公募要領に掲載または別途公開して頂きたい。
- ・ 設計変更の報告が必要な場合について、詳細条件または例示を、公募要領や事務取扱説明書に明記して頂きたい。

○成果報告について

- ・ 事業完了後、5 年間の実績報告は負担が大きいと、3 年などへ短くして頂きたい。

(3) 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費

(地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業)

- ・ IT 診断の設置・撤去に伴う費用について、準専門家や専門家登録をしていない従業員が実施した場合でも費用の計上を認めて欲しい。(専門家ではない外注が認められている)

○申請について

- ・ 診断公募開始に向けた診断機関登録について、交付申請案内が公募開始直前に通知され、実質的な準備期間が 2 日程度となっている。例年取り組んでいる内容であるため、事前に資料を配布するなど、最低でも 1 週間程度の準備期間を確保して頂きたい。

(4) デイモンドリスポンスの拡大に向けた IoT 化推進事業

- ・ 2026 年度より JC-STAR 要件が追加されたが、4/15 時点で要件を満たす DR アグリゲーターは 1 件のみとなっている。結果として、本事業を特定の事業者が独占する可能性がある。(ZEH、蓄電池、再エネ補助金も同様に JC-STAR 要件追加)

また、JC-STAR の取得には半年以上を要する可能性があり、現行要件では補助事業の活用が難しい状況である。取得見込みによる猶予措置や要件緩和について検討して頂きたい。併せて、他補助金制度（工場事業場型、設備単位型等）へ影響が及ぶ可能性のある要件変更については、公募開始前に必要な期間を設けて十分な周知を行って頂きたい。

(5)「自治体 ESCO 導入のためのモデル公募要項集」

- ・ESCO 導入において、地方公共団体は、2006 年 経済産業省 資源エネルギー庁作成の「自治体 ESCO 導入のためのモデル公募要項集」を参考としている。一方、近年は、環境配慮契約法に基づく設備改修型 ESCO など費用対効果の悪い設備改修（環境配慮契約法に則った設備改修型 ESCO など）においても ESCO 事業化を検討されている中で、上記の 2006 年作成の公募要項モデル通りに実施する場合、ESCO 事業者への負担が重くなり、ESCO 事業者の参入減少が窺われ、地方公共団体においても、公募の設計・契約・事業管理等に関する担当者の負荷も大きい状況にあると見受けられます。このような状況下で、今後、環境配慮・脱炭素の取り組みを着実に進めていくために、従来型の ESCO に加え、再生可能エネルギーや ESP 事業も含め、より簡易に導入可能なスキームを想定したモデルへ見直していくことが重要であると考えます。

なお、令和 6 年度補正の「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」において、公募要領にエネルギーサービス契約についての記載が追加されており、合わせて「自治体 ESCO 導入のためのモデル公募要項集」についても、現状に即した形での改訂をご検討頂きたい。

(6)共通事項

- ・公募開始から書類必着締切までの期間が短いため、もう少し時間的な猶予を頂きたい。（例：公募説明会の前倒し実施、応募時期の平準化が図れるような期間設定）

3. エネルギー政策や地球温暖化等に関する関係省庁への要望について

- ・補助事業者は、通常前年度の募集要領を参考に、予算手配や改修プラン策定を行い募集開始に備えているため、前年度から変更がある場合は、極力公募前に事前周知して頂きたい。
- ・今後も太陽光や風力などの自然変動電源の増加が進むなか、調整力のニーズは高まってくると想定されるため、調整力として価値提供できるコージェネへの補助金について新設して頂きたい。（通常時は省エネ、停電時には BCP に寄与するとともに、DR の面では、出力低下

や停止により、大きな上げ DR 容量の提供が可能)

- 空調機器はインバーター化、冷媒の進化などにより改修による省エネ効果が年々出にくくなっており、採択の難易度が上がってきているため、省エネ効果だけでなく冷媒(R32)など GWP が低い冷媒導入を支援するような補助事業の創設を検討頂きたい。
- 空調改修工事は、受変電設備の調達難や工事期間の長期化傾向により年度内の完了が厳しくなっているため、複数年度事業の標準化を検討して頂きたい。一方、単年度事業は工事期間に余裕を持たせるべく、審査期間の短縮化などをお願いしたい。
- 既存建築物の脱炭素化を提案するためには、既存建築物の調査を含め検討に膨大な工数が必要であることに加え、建築・施工の担い手不足等もあり、事前の3者見積の取得が困難な環境となっているため、事後ないし妥当な金額を導くための代替手段を検討頂きたい。
- 2026 年 1 月に行政書士法の改正があり、官公署に提出する書類を作成することができるのは、顧客又は行政書士若しくは行政書士法人に限られると明記されたが、該当補助金の書類作成とは、具体的にどの書類のことを指すのか明確にして頂きたい。

なお、省エネ補助金に関しては作成する書類の専門性が高く、申請をする事業者または行政書士の知識では、すべての書類の作成を完結することが困難な場合が多いため、当該事情が原因で補助金の申請数が減少することも考えられる。

以 上

